

特別養護老人ホーム 逗子杜の郷 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(神奈川県指定 第 1472500857 号)従来型

(神奈川県指定 第 1472500865 号)ユニット型

当施設は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

目次

1. 施設経営法人概要.....	1
2. 施設概要.....	1
3. 施設の目的及び運営方針.....	1
4. 設備・居室の概要.....	2
5. 職員の配置状況.....	3
6. 当施設が提供するサービス.....	4
7. サービス利用料.....	6
8. 入居中の医療の提供について.....	10
9. 施設を退去していただく場合(契約の終了について).....	10
10. 残置物について.....	11
11. 相談・苦情の受け付けについて.....	12
12. 事故発生時の対応.....	13
13. 非常災害時対策	13
14. 留意事項	14

1. 施設経営法人概要

- | | |
|----------|---------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 湘南愛心会 |
| (2)法人所在地 | 神奈川県鎌倉市上町屋750 |
| (3)電話番号 | 0467-42-1717 |
| (4)代表者氏名 | 塩野 正喜 |
| (5)設立年月日 | 平成15年5月1日 |

2. 施設概要

- | | |
|---------------|---|
| (1)施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・神奈川県指定 第 1472500857 号(従来型)
指定介護老人福祉施設・神奈川県指定 第 1472500865 号(ユニット) |
| (2)施設の名称 | 特別養護老人ホーム 逗子杜の郷 |
| (3)施設の所在地 | 神奈川県逗子市沼間1-23-1 |
| (4)電話番号 | 046-870-6800 |
| (5)施設長(管理者)氏名 | 田邊 笑美子 |
| (6)開設年月日 | 平成26年5月1日 |
| (7)入居定員 | 100名(従来型50名・ユニット型50名) |

3. 施設の目的及び運営方針

- | | |
|-----------|--|
| ・施設の目的 | 高齢者の健康と生活を守るために「医療と福祉の融合」と「地域との連携」を基本方針として、契約者や地域の方々が求める様々なサービスを総合的に提供する |
| ・当施設の運営方針 | <p>① 従業員は、老人福祉法・介護保険法に規定される特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設として、契約者が生活の中心者であることを認識し、入浴・排泄・食事等の介護等必要な日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行い、個人の尊厳を重視した関わりを目指す。</p> <p>② 施設の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、その他、保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p> <p>③ 施設は、多床室・ユニットごとに契約者の日常生活が営まれ、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各居室・ユニットにおいて契約者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにする。</p> |

4. 設備、居室の概要

(1) 居室等の概要

<ユニット型>

区分	数量・規模	備考
居室	50室 (5ユニット・各ユニット10室)	全室洗面台付き トイレ付20室
共同生活室	各ユニットに1箇所ずつ	キッチン・大型TV・ソファあり
浴室	8箇所(共用含む)	寝台浴 1台 機械個浴 2台 一般浴 1箇所 一般浴槽 1台
トイレ	各居室付 20箇所 共用トイレ 10箇所	全て車いす対応タイプ
理美容スペース	1箇所(2F)	理美容対応
医務室	1室(4F)	診察設備整備

<従来型>

区分	数量・規模	備考
居室	3名室 2室 4名室 11室	全室洗面台付き
浴室	8箇所(共用含む)	寝台浴 1台 機械個浴 2台 一般浴 1箇所 一般浴槽 1台
トイレ	共用トイレ 6箇所	全て車いす対応タイプ
食堂兼機能訓練室	2F	
理美容スペース	1箇所(2F)	理美容対応
医務室	1室(4F)	診察設備整備

☆ 居室の変更

契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ、決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〔基準日 2024年4月1日〕

職種	従事するサービス種類・業務	人員
施設長(管理者)	職員及び業務の管理者	1名
医師(嘱託医)	診察等	1名
生活相談員	相談・サービス調整	2名
介護職員	介護・日常生活支援	53.4名
看護職員	健康管理・内服管理等	6名
機能訓練指導員	日常生活動作の訓練	1名
介護支援専門員	サービス計画等	2名
管理栄養士	栄養管理	2名
事務担当職員	事務等	3名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週37.5時間)で除した数です。

(例)週30時間勤務の介護職員の場合

常勤換算数0.8となります。(30時間÷37.5時間＝0.8)

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
医師	週1回： 14:00 ～ 17:00
介護職員	24時間体制
看護師	日中： 8:30 ～ 17:00
機能訓練指導員	日中： 8:30 ～ 17:00

☆祭日・日曜日は上記と異なります。

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス(契約書 第4条)

以下のサービスについては居住費・食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食事

- ・当施設では管理栄養士(栄養士)体制のもと、多職種の職員が共同して、個々の契約者の心身状態・栄養状態、嗜好等を継続して把握しながら、常に適切な栄養ケア計画に基づいて食事を提供できるように努めます。
- ・出来る限り『口から食えること』を維持し、基本的な欲求である『食べる楽しみ』を続けることで、要介護状態の安定や重度化の予防に寄与し、生涯にわたり尊厳のある生活を失わないように支援していきます。契約者の自立支援のため、離床の声掛けや介助により、各食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:30以降 昼食 11:45以降 夕食 17:30以降

③ 入浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に、多職種の職員が連携して契約者個々の心身状態に応じた個別機能訓練計画を作り、計画的に機能訓練を行い、加齢や既往症に伴う心身機能の低下や減退を防ぎ、日常生活を営むために必要な心身機能の維持や安定に努めます。
- ・個別機能訓練実施においては必要に応じて各契約者・ご家族に対し、その計画の内容を説明し、記録の整備を図り、閲覧が行えるようにいたします。
- ・個別機能訓練については全ての契約者に対して計画を立てる事を原則といたしますが、契約者の心身の状況等により実施が困難な場合は、個別訓練という形を取らず、生活の中で訓練となる援助を行います。

⑥ 健康管理・感染症、食中毒予防

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・施設では契約者を感染症や食中毒から守るべく、その予防及び蔓延予防の対策を検討する為、幅広い職種により構成する委員会を設置します。委員会では感染症等の予防や防止の為の行動規範となる指針を定め、衛生管理の徹底、環境整備、衛生的なケアの提供、感染症等発生時における迅速な対応による感染拡大の防止が行えるよう、定期的に継続した研修・勉強会を行い、契約者が安心して生活できるように努めます。

⑦ 心身機能の重度化への対応

- ・契約者の心身機能の衰えや重度化は、年月を重ねることで避けられないものもあります。それに伴い、医療的な処置の検討や対応は増加するものと思われます。これを受け当施設では、緊急時の対応、必要に応じた健康上の管理が速やかに適正な方法で行えるよう、看護責任者を定め、24時間の連絡体制を整え、協力医療機関との連携を図っていきます。
- ・褥瘡(床ずれ)が発生しないように適切な介護・看護を行うように努めます。また、褥瘡(床ずれ)が発生する可能性が高いご入居者には、事前に対策を講じるなど、予防の為の体制を整備し、ケア計画に載せます。
- ・継続的な教育、研修を行い、専門知識や介護技術の向上を図ることで、日常におけるケアの質を高め、褥瘡(床ずれ)発生の予防に努めます。

⑧ その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為、出来る限り離床をすすめていきます。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕は着替えを行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、個別的な整容を援助します。
- ・教養娯楽設備を整え、適宜レクリエーションを行い、施設での生活が実りあるものとなるよう努めます。

⑨ 契約者の尊厳に十分配慮した終末期の看取り介護について

長い生活の中でいつかは訪れるであろう終末期において、当施設では医師の診断のもと、回復の見込みがないと判断された場合、医師及び看護責任者よりご家族に内容や経過等を十分にご説明いたします。医師は看取り介護の必要性があると判断した場合、看護職員や介護支援専門員を通じ、日時を定めて施設において看取り介護についてのご説明をいたします。この説明を受けた上で、ご家族は、当施設やご自宅で看取り介護を受けられるのか、医療機関に入院されるかの選択をご検討していただくことになります。

医療機関への入院を希望される場合、施設は入院に向けた支援を継続的にを行います。施設や自宅での看取り介護を希望される場合は、医師、看護職員、介護支援専門員、介護職員、栄養士等と協同して看取り介護の計画を作成した上で、随時契約者やご家族へ説明を行い、同意を得ながら、看取り体制のもと全職員で契約者が尊厳を持つひとりの人間として安らかな時を迎えられるよう努め、契約者、ご家族の支えになれるように身体的・精神的支援に努めます。

7. サービス利用料

＜ユニット型／基本サービス費（介護保険給付対象）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、要介護度と負担割合に応じて異なります。）

（日額）

○負担割合1割の場合

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① サービス費用	8,337円	9,074円	9,865円	10,613円	11,341円
② うち介護保険から 給付される金額	7,503円	8,166円	8,878円	9,551円	10,206円
③ サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	834円	908円	987円	1,062円	1,135円

（日額）

○負担割合2割の場合

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① サービス費用	8,337円	9,074円	9,865円	10,613円	11,341円
② うち介護保険から 給付される金額	6,669円	7,259円	7,892円	8,490円	9,072円
③ サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	1,668円	1,815円	1,973円	2,123円	2,269円

（日額）

○負担割合3割の場合

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① サービス費用	8,337円	9,074円	9,865円	10,613円	11,341円
② うち介護保険から 給付される金額	5,835円	6,351円	6,905円	7,429円	7,938円
③ サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	2,502円	2,723円	2,960円	3,184円	3,403円

＜ユニット型／加算（介護保険給付対象）＞

種類	内容	自己負担額		
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
初期加算	入居日から30日の期間、医療機関に入院後、再入居した日から30日	1日あたり 32円	64円	95円
外泊時費用	入院時または居宅での外泊を行った場合に算定	1日あたり 260円	519円	778円
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を行う場合に算定	1日あたり 12円	24円	36円
夜勤職員配置加算Ⅳ	夜勤職員の配置が基準に適合、また夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる職員を配置している場合に算定	1日あたり 35円	70円	105円
個別機能訓練加算Ⅰ	個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を行う場合に算定	1月あたり 13円	26円	38円
個別機能訓練加算Ⅱ	個別に機能訓練計画を作成し、かつ計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報等を活用している場合に算定	1月あたり 21円	42円	63円
看護体制加算Ⅰ	看護体制が基準に適合している場合に算定	1日あたり 7円	13円	19円
看護体制加算Ⅱ		1日あたり 14円	28円	42円
日常生活継続支援加算Ⅱ	介護福祉士の割合と入居者の要介護4・5の方の割合が基準に適合している場合に算定	1日あたり 49円	97円	146円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所者ごとの身体状況、心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合…Ⅰ	1月あたり 43円	85円	127円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	加算Ⅰに加え入所者ごとの疾病の状況等に係る情報も厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合…Ⅱ	1月あたり 53円	106円	159円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡の状況について定期的な評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合…Ⅰ	1月あたり 4円	4円	4円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	加算Ⅰに加え、褥瘡の発生の無い場合…Ⅱ	1月あたり 14円	14円	14円
排泄支援加算	医師または医師と連携した看護師が入所者ごとに支援計画書を作成・実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援の実施に当たって当該情報等を活用している場合…Ⅰ(10単位)、Ⅰに加え、排泄状態が維持・改善またはおむつの使用ありからなしへ改善した場合…Ⅱ(15単位)、加算Ⅰ・Ⅱに加え、排泄の状態が維持・改善かつおむつの使用ありからなしへ改善した場合…Ⅲ(20単位)	1月あたり 加算Ⅰ 11円 加算Ⅱ 16円 加算Ⅲ 21円	加算Ⅰ 21円 加算Ⅱ 32円 加算Ⅲ 42円	加算Ⅰ 32円 加算Ⅱ 48円 加算Ⅲ 63円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時に1回）	1回あたり 21円	42円	63円
経口維持加算（Ⅰ）	摂食機能障害を有し、嚥下が認められる方に対し、継続して経口による食事の摂取をすすめるための特別な管理を行った場合に算定	1月あたり 422円	844円	1,265円
経口維持加算（Ⅱ）	計画の為に会議等に医師、歯科衛生士等が加わった場合、Ⅰに加えて算定	1月あたり 106円	211円	317円
口腔衛生管理加算	歯科衛生士の助言及び指導に基づき、口腔ケアマネジメントに係る計画を作成している場合に算定	1月あたり 95円	190円	285円
看取り介護加算	医師が医学的知見に基づき、回復する見込みがないと判断した方について、医師・看護師・介護職員等が共同して、ご本人又はご家族の同意を得ながら看取り看護を行った場合に算定	死亡日以前31日以上45日以下	1日あたり 76円	152円
		死亡日以前4日以上30日以下	1日あたり 152円	304円
		死亡日前日及び前々日	1日あたり 717円	1,434円
		死亡日	1日あたり 1,350円	2,699円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数（基本サービス費に各種加算を加えた総単位数）の14/100			
協力医療機関連携加算	医療機関と実効性のある連携体制を構築して健康管理をさらに効果的に行います	1月あたり	100単位	

☆ 金額は、規定単位数に地域単価(10.54)をかけて計算しています。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、自己負担額も変更致します。

<ユニット型／その他の利用料(介護保険適応外)>

種類	金額	備考
居住費	2,700円／1日	建築費用・水光熱費から算定
食費	1,800円／1日	朝食420円・昼食640円・夕食740円
特別な室料	500円／1日	5F居室ご利用の場合のみご負担いただきます
事務管理手数料	1,600円／1月	前月立替金処理等に伴う費用です
電気使用料	50円／1コンセント使用につき	テレビ・冷蔵庫を持ち込まれ利用される場合、ご負担いただきます
理美容代	例:カット ￥1,650円	訪問美容サービスをご利用いただいた際にご負担いただきます
死亡診断書	6,600円／1通	施設で亡くなられ、医師が診断書を作成した際にご負担いただきます
死亡診断書複写 (原本証明あり)	1,100円／1通	ご希望によりご用意した際にご負担いただきます。
エンゼルメイク	960円／1回	施設で亡くなられ、処置をした際にご負担いただきます

☆ その他、インフルエンザ予防接種等、その都度実費でご負担いただくものもあります。

○ 介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合

介護保険負担限度額証の交付を受けているご入居者につきましては、居住費・食費の自己負担額が下記の通りになります。

(日額)

対象者		区分	居室費	食費
世帯全員の方が 市町村民税 非課税世帯	高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	880円	300円
	公的年金収入額と合計 所得金額が80万円以下の方	第2段階	880円	390円
	公的年金収入額と合計 所得金額が80万円超120万円以下の方	第3段階①	1,370円	650円
	公的年金収入額と合計 所得金額が120万円を超える方	第3段階②		1,360円

※ 介護保険負担限度額証は、ご提示がない場合は、交付を受けていても適用外となります。
お持ちの方は、介護保険被保険者証と併せて、必ずご提示ください。

※ 契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない等の場合、契約終了日ではなく、現実に居室が明け渡された日までお支払いいただくことがあります。

<利用料金のお支払方法(契約書第6条)>

前記の利用料は、1ヶ月ごとに計算し、翌月25日に指定口座より引き落としさせていただきます。

ご利用できる金融機関： ゆうちょ銀行

<立替金について>

契約者に処方された薬の費用等の当施設以外のところにお支払いする料金に加え日用品等に関しましては当施設にお支払いいただくご利用料と併せて引き落としをすることはできません。
ご家族様にその都度お支払いに来ていただく負担を軽減するために、一度当施設で立て替えさせて頂き、翌月の利用料と合算させて引き落とさせていただきます。

<従来型／基本サービス費(介護保険給付対象)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額をお支払いいただきます。(サービスの利用料金は、要介護度と負担割合に応じて異なります。)

○負担割合1割の場合 (日額)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① サービス費用	7,325円	8,063円	8,832円	9,570円	10,297円
② うち介護保険から 給付される金額	6,592円	7,256円	7,948円	8,613円	9,267円
③ サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	733円	807円	884円	957円	1,030円

○負担割合2割の場合 (日額)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① サービス費用	7,325円	8,063円	8,832円	9,570円	10,297円
② うち介護保険から 給付される金額	5,860円	6,450円	7,065円	7,656円	8,237円
③ サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	1,465円	1,613円	1,767円	1,914円	2,060円

○負担割合3割の場合 (日額)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① サービス費用	7,325円	8,063円	8,832円	9,570円	10,297円
② うち介護保険から 給付される金額	5,127円	5,644円	6,182円	6,699円	7,207円
③ サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	2,198円	2,419円	2,650円	2,871円	3,090円

<従来型／加算(介護保険給付対象)>

種類	内容	自己負担額		
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
初期加算	入居日から30日の期間、医療機関に入院後、再入居した日から30日	1日あたり 32円	64円	95円
外泊時費用	入院時または居宅での外泊を行った場合に算定	1日あたり 260円	519円	778円
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を行う場合に算定	1日あたり 12円	24円	36円
夜勤職員配置加算Ⅲ	夜勤職員の配置が基準に適合、また夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる職員を配置している場合に算定	1日あたり 30円	59円	89円
個別機能訓練加算Ⅰ	個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を行う場合に算定	1月あたり 13円	26円	38円
個別機能訓練加算Ⅱ	個別に機能訓練計画を作成し、かつ計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報等を活用している場合に算定	1月あたり 21円	42円	63円
看護体制加算Ⅰ	看護体制が基準に適合している場合に算定	1日あたり 7円	13円	19円
看護体制加算Ⅱ	看護体制が基準に適合している場合に算定	1日あたり 14円	28円	42円
日常生活継続支援加算Ⅰ	介護福祉士の割合と入居者の要介護4・5の方の割合が基準に適合している場合に算定	1日あたり 38円	76円	114円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所者ごとの身体状況、心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合…Ⅰ	1月あたり 43円	85円	127円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	加算Ⅰに加え入所者ごとの疾病の状況等に係る情報も厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合…Ⅱ	1月あたり 53円	106円	159円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡の状況について定期的な評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合…Ⅰ	1月あたり 4円	4円	4円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	加算Ⅰに加え、褥瘡の発生の無い場合…Ⅱ	1月あたり 14円	14円	14円
排泄支援加算	医師または医師と連携した看護師が入居者ごとに支援計画書を作成・実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援の実施に当たって当該情報等を活用している場合…Ⅰ(10単位)、Ⅰに加え、排泄状態が維持・改善またはおむつの使用ありからなしへ改善した場合…Ⅱ(15単位)、加算Ⅰ・Ⅱに加え、排泄の状態が維持・改善かつおむつの使用ありからなしへ改善した場合…Ⅲ(20単位)	1月あたり 加算Ⅰ 11円 加算Ⅱ 16円 加算Ⅲ 21円	加算Ⅰ 21円 加算Ⅱ 32円 加算Ⅲ 42円	加算Ⅰ 32円 加算Ⅱ 48円 加算Ⅲ 63円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回)	1回あたり 21円	42円	63円
経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、継続して経口による食事の摂取をすすめるための特別な管理を行った際に算定	1月あたり 422円	844円	1,265円
経口維持加算(Ⅱ)	計画の為に会議等に医師、歯科衛生士等が加わった場合、Ⅰに加えて算定	1月あたり 106円	211円	317円
口腔衛生管理加算	歯科衛生士の助言及び指導に基づき、口腔ケアマネジメントに係る計画を作成している場合に算定	1月あたり 95円	190円	285円
看取り介護加算	医師が医学的知見に基づき、回復する見込みがないと判断した方について、医師・看護師・介護職員等が共同して、ご本人又はご家族の同意を得ながら看取り看護を行った場合に算定	死亡日以前31日以上45日以下	1日あたり 76円	152円
		死亡日以前4日以上30日以下	1日あたり 152円	304円
		死亡日前日及び前々日	1日あたり 717円	1,434円
		死亡日	1日あたり 1,350円	2,699円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の14/100			
協力医療機関連携加算	医療機関と実効性のある連携体制を構築して健康管理をさらに効果的に行います	1月あたり	100単位	

☆ 金額は、規定単位数に地域単価(10.54)をかけて計算しています。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、自己負担額も変更致します。

<従来型／その他の利用料(介護保険適応外)>

種類	金額	備考
居住費	840円／1日	建築費用・水光熱費から算定
食費	1,800円／1日	朝食420円・昼食640円・夕食740円
事務管理手数料	1,600円／1月	前月立替金処理等に伴う費用です
電気使用料	50円／1コンセント使用につき	テレビ・冷蔵庫を持ち込まれ利用される場合、ご負担いただきます
理美容代	例:カット ￥1,650円	訪問美容サービスをご利用いただいた際にご負担いただきます
死亡診断書	6,600円／1通	施設で亡くなられ、医師が診断書を作成した際にご負担いただきます
死亡診断書複写 (原本証明あり)	1,100円／1通	ご希望によりご用意した際にご負担いただきます。
エンゼルメイク	960円／1回	施設で亡くなられ、処置をした際にご負担いただきます

☆ その他、インフルエンザ予防接種等、その都度実費でご負担いただくものもあります。

○ 介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合

介護保険負担限度額証の交付を受けているご入居者につきましては、居住費・食費の自己負担額が下記の通りになります。

(日額)

対象者		区分	居室費	食費
世帯全員の方が 市町村民税 非課税世帯	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	0円	300円
	公的年金収入額と合計 所得金額が80万円以下の方	第2段階	430円	390円
	公的年金収入額と合計 所得金額が80万円超120万円以下の方	第3段階①	430円	650円
	公的年金収入額と合計 所得金額が120万円を超える方	第3段階②		1,360円

※ 介護保険負担限度額証は、ご提示がない場合は、交付を受けていても適用外となります。

お持ちの方は、介護保険被保険者証と併せて、必ずご提示ください。

※ 契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない等の場合、契約終了日ではなく、現実に居室が明け渡された日までお支払いいただくことがあります。

<利用料金のお支払方法(契約書第6条)>

前記の利用料は、1ヶ月ごとに計算し、翌月25日に指定口座より引き落としさせていただきます。

ご利用できる金融機関： ゆうちょ銀行

<立替金について>

契約者に処方された薬の費用等の当施設以外のところにお支払いする料金に加え日用品等に関しましては当施設にお支払いいただくご利用料と併せて引き落としをすることはできません。

ご家族様にその都度お支払いに来ていただく負担を軽減するために、一度当施設で立て替えさせて頂き、翌月の利用料と合算させて引き落とさせていただきます。

8. 入居中の医療の提供について

病状の急変・悪化等を含めて医療を必要とする場合は、契約者、ご家族の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関で優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	湘南鎌倉総合病院
所在地	神奈川県鎌倉市岡本1370-1
電話番号	介護支援専門員兼生活相談員
診療科	総合診療科目・内科・外科・整形外科 他

② 協力医療機関

医療機関の名称	葉山ハートセンター
所在地	神奈川県三浦郡葉山町下山口 1898-1
電話番号	046-875-1717
診療科	内科・外科・循環器内科 他

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	東逗子歯科医院
所在地	神奈川県逗子市沼間1-3-10フロントビル2F
電話番号	046-872-4184

※緊急時の対応方法について

- ・ご家族への連絡がとれない場合、又は病状が急を要する場合は、施設の判断で湘南鎌倉総合病院への搬送となります。予めご承知下さい。
- ・契約の際にご提示いただいた緊急連絡先に連絡いたします。変更が生じた際は、速やかにご連絡をお願い致します。

9. 施設を退所して頂く場合(契約の終了について)

当施設との契約は、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、契約書第14条のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退所していただくことになります。

(1) 契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、契約書第15条、第16条の事項に該当する場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

契約書第17条の事項に該当する場合、当施設から退所していただくことがあります。

(3) 円滑な退所のための援助

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を速やかに行ないます。

<契約者が病院等に入院された場合の対応について>

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、月をまたぐ場合は12泊)の入院の場合
退院後、円滑に当施設にお戻りいただくことができます。

その間、下記費用をご負担いただきます。

- ・ 外泊時費用 (負担割合1割) 260円/1日
(負担割合2割) 519円/1日
- ・ 所定の居住費 ユニット型 2,006円/1日
従来型 840円/1日

(介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は、その所定の金額です。)

※ 従来型の費用は、平成27年8月より変更しております。

※ 5Fにおける特別な室料は、ご負担いただきません。

※ 上記期間中、同意をいただいた上で、ベッドを短期入所生活介護に使用させて
いただいた場合は、費用のご負担はありません。

- ② 上記①の期間以降～3ヶ月以内の入院の場合

退院後、円滑に当施設にお戻りいただくことができます。

その間、下記費用をご負担いただきます。

- ・ 所定の居住費 ユニット型 2,006円/1日
従来型 840円/1日

※ 介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合、当該期間は保険適用外となり、
下記料金をご負担いただきます。

- ユニット型 2,006円/1日
従来型 840円/1日

※ 従来型の費用は、平成27年8月より変更しております。

※ 5Fにおける特別な室料は、ご負担いただきません。

※ 上記期間中、同意をいただいた上で、ベッドを短期入所生活介護に使用させて
いただいた場合は、費用のご負担はありません。

- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

10. 残置物について

- ・ 入居契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品(残置物)を契約者自身が
引き取れない場合は、保証人に連絡の上、引き取っていただきます。
- ・ 引渡しにかかる費用については、契約者又は保証人にご負担いただきます。
- ・ 契約者からの預かり金等管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるもの
とします。

11. 相談・苦情の受付について

社会福祉法第82条の規定により、特別養護老人ホーム 逗子杜の郷では、契約者、ご家族様の相談・苦情に適切に対応する体制を整えております。

特別養護老人ホーム 逗子杜の郷におけるご相談・苦情については、解決責任者、受付担当者、相談・苦情対応委員会及び第三者委員を置き契約者、ご家族様からのご相談・苦情に対応します。

(1) 当施設における相談・苦情の受付

- 相談・苦情解決責任者 事務責任者 能條 健太
- 相談・苦情受付解決担当者 生活相談員 芦田 翔
- 相談・苦情受付解決担当者 介護支援専門員 山田 陽子

○ 相談・苦情対応委員会

全職種より選任された職員8名以上にて構成

連絡先・・・社会福祉法人 湘南愛心会 特別養護老人ホーム 逗子杜の郷

TEL 046(870)6800

- 受付時間 月曜日～土曜日(祝・祭日除く) 8時30分～17時00分

〈相談・苦情受付の流れ〉

- ・ 相談・苦情がある場合は、受付事務所が窓口となり、電話及び書面などにより随時受付を致します。又、第三者委員へ直接申し出ることもできます。
4F事務所前に『ご意見箱』を設置しておりますので、ご意見用紙の投函もご利用下さい。
- ・ 受付担当者が相談・苦情を受付後、解決責任者及び第三者委員へ報告し内容を確認した後、申し出人に対して受け付けた旨を通知いたします。
- ・ 解決責任者へ報告された後、解決責任者が相談・苦情対応委員会を招集します。
メンバーは、介護支援専門員、生活相談員、介護職、看護職、事務員等の全職種より選任された職員8名以上によって構成され、相談・苦情に対して誠意をもって話し合い、適切に解決ができるように努めます。
- ・ 相談・苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
第三者の立会いによる話し合いは、次により行います。
ア.相談・苦情内容の確認
イ.解決案の調整、助言
ウ.話し合いの結果や改善事項等の確認
- ・ 当施設内にて解決できない場合は、下記の公的機関においても苦情申し出ができます。

(2) 行政機関その他相談・苦情受付機関

逗子市役所 高齢介護課	所在地	神奈川県逗子市逗子5-2-16
	電話番号	046-873-1111
	FAX番号	046-873-4520
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
神奈川県 高齢福祉課 福祉施設グループ	所在地	神奈川県横浜市中区日本大通1
	電話番号	045-210-4851
	FAX番号	045-210-8874

12. 事故発生の防止と発生時の対応

- ・ 入居されている皆様が安全に生活できるように、事故発生の防止や発生時の対応・再発防止等に向けての指針を策定し、専任の安全対策担当者を中心に各職種で構成する事故発生防止のための委員会を設けます。
- ・ 指針に基づき事故防止及び再発防止に向け必要な知識の普及や啓発のため、定期的な職員教育を施設内外で実施し、安全管理の徹底を図ります。
- ・ 万が一、事故が発生した場合には直ちに所属長への報告と関係者より適格な指示を受け迅速に必要な処置を講じます。同時に速やかに、ご家族への連絡を行い状況の説明をさせていただきます。

13. 非常災害時対策

施設は、災害防止と入居者の安全を図るため、必要な設備を設け施設内における具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し、また事業継続計画（BCP）も策定します。

防火管理者及び消防等について責任者を定め、非常災害に備えるため年2回以上、定期的避難、救出訓練を行います。

非常災害への対応強化のため、地域と連携した非常災害対策（防災・避難に関する計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練等の実施）を構築していきます。

<災害時の対応>

別途定める「特別養護老人ホーム逗子杜の郷 消防計画」に基づき、迅速に対応致します。

<近隣との協力関係>

逗子消防署と連絡・情報交換等を行なっています。

当施設理事、評議員（地域住民）により、消防計画等を地域住民の皆様へ周知し、啓蒙を図っています。

<平常時の訓練>

別途定める「特別養護老人ホーム逗子杜の郷 消防計画」に基づき、契約者の方々に参加していただき、年2回所轄消防署指導による日中及び夜間の火災や非常事態を想定した総合防災訓練を実施しています。

<防災設備>

1. 屋内消火器
2. 移動式粉末消火器
3. 消火栓用ホース
4. 火災通報設備
5. 自動火災通報設備
6. スプリンクラー
7. 滑り台
8. 散水栓

カーテン、毛布（寝具等）は不燃性繊維製で防災機能を有しているものを使用しています。

<消防計画等>

逗子市消防署への届け出日：令和4年10月

防災管理責任者：能條 健太

14. 留意事項

(1) 所持品の持込み

入居ベッドを除き原則自由としますが、大きな家具等は緊急時の際の障害にもなりうる為、お控え下さい。(又はあらかじめご相談下さい。)

(2) 面会

・面会時間 9:00～17:00

・来訪者は、その都度面会簿への記入をお願いします。

・3F、5F(ユニット型個室)は、面会者、ご家族様にもご宿泊いただけます。ご希望の際は、あらかじめお申し出下さい。

・2F(従来型多床室)は、基本的には面会者、ご家族様のご宿泊はご遠慮いただきます。ただし、看取り時等は配慮させていただきます。ご相談ください。

(3) 外出・外泊

・外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(身体状況などにより許可できない場合もあります。)

・食事が不要な場合は、各食事時間の2時間前までにお申し出下さい。

(直前のお申し出により食事止めが間に合わない場合は、規定の料金をいただきます。ご了承ください。)

・外泊については、1ヶ月6日間は、介護保険から給付される費用の一部として、

1日につき260円(1割負担)、または519円(2割負担)及び居住費をご負担いただきます。

(4) 禁止事項

・金品、貴重品の紛失、盗難等における責任は、当施設では負いかねます。お手元で保管されますと目が届きかねますので、原則お持ちにならないで下さい。

・当施設職員、他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

・施設内及び施設敷地内は禁煙です。

(5) 個人情報の保護について

事業者及びサービス従事者または従業員は、入居中及び退所後も、知り得た契約者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に提供することはありません。

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

また、契約者が退所する際は、あらかじめ文書にて契約者の同意を得た上で、契約者の円滑な退所の援助を行うために、関係機関等に契約者の情報を提供致します。

(6) 身体拘束、その他の行動制限について

契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、契約者ご自身または他の入居者等の生命、身体を保護する為に、緊急やむを得ない場合には、記録の記載やご家族への説明等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(7) 高齢者虐待防止について

当施設は利用者様に対し、良質なサービスを提供する為、虐待が発生しないよう適切な介護に努めます。また、職員研修を開催するなどして、その発生を防止するための体制を整備します。

(8) 衛生管理、感染症蔓延予防について

感染症が発生又は蔓延しないように、感染症・食中毒予防及び蔓延防止のための方法を定め、感染症対策委員会の開催、研修の実施に加え、感染症発生を想定した訓練（シミュレーション）の実施等、必要措置を講ずるための体制を整備します。また、事業継続計画（BCP）を策定します。

(9) ハラスメント防止対策について

介護サービス事業の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を行います。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人湘南愛心会
特別養護老人ホーム逗子杜の郷
(説明者)

職 名 生活相談員

氏 名 印

私は、事業者から本書面の交付と重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(契約者)

住 所

氏 名 印

(代筆の場合)

代筆者氏名 印

本人との関係 ()

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入居申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです